

女性活躍推進説明会・相談会 2021

女性が活躍する新たなステージへ

現在、常時雇用労働者数300人以下の中小企業は、一般事業主行動計画の策定・届出等が努力義務となっています。

2022年4月からは、労働者数が101人以上の事業主まで義務化されます。

女性の活躍を推進することにより、企業イメージの向上や優秀な人材確保というメリットもあります。

本説明会では、何から始めればよいのか、また、どのように取り組めばよいのかを分かりやすく説明します。

更に、実際に取り組んでいる企業経営者による講演や、個別相談も行います。

参加・相談
無料

1部



社会保険労務士

たかの みよえ

高野 美代恵 氏

東京都女性の活躍推進人材育成事業研修講師。全国中小企業の経営者に対し、女性活躍推進セミナーを実施し実績も非常に豊富。

女性活躍推進に取り組む メリット

- 女性活躍推進法に基づいて事業主が行うべき内容及び諸手続き
- えるぼし認定・プラチナえるぼし認定と申請の諸手続き
- 女性の活躍推進企業データベースの紹介
- 両立支援等助成金に係る情報提供

2部



SUNSHOW GROUP 代表
三承工業株式会社 代表取締役
一般社団法人
SDGs プラットフォーム 理事
一般社団法人
WOMAN EMPOWERMENT
PLATFORM 理事

にしおか てつひと

西岡 徹人 氏

講演会(企業事例)

- 女性活躍推進に取り組むこととなったきっかけや取組内容など

3部

個別相談会(事前予約制)

※最後の30分は個別相談の時間です。



全日程、Zoomを使用したオンラインによる開催となります

申込方法

「女性活躍推進説明会・相談会」専用ホームページサイトより

専用HP: <https://joseikatsuyaku.com/>



QRコードからも
ご覧いただけます

*お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。無断で第三者に提供することはありません。



LINEお友達登録お願いします



令和4年4月から、女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画の 策定・届出等の 義務化企業が 拡大!!

あなたの企業の 女性活躍をしっかりと支援します!

専門家による
相談・支援
無料

アドバイザー（社会保険労務士、中小企業診断士等）による
無料の支援サービスをご活用ください。

貴社の女性活躍に関する課題を見つけ
一般事業主行動計画の策定等についてアドバイスします。

申込み、詳細はホームページ（<https://joseikatsuyaku.com/>）へ

下記事務局にも、お気軽にお問い合わせください。

LEC女性活躍推進センター 検索



QRコードからも
ご覧いただけます

申込みの際にいただいた個人情報は、本事業にかかる連絡にのみ使用します。無断で第三者へ提供することはありません。

えるぼし・プラチナえるぼしとは

えるぼし認定・プラチナえるぼし認定は、
女性の活躍を推進している企業を認定する制度です。
「女性活躍推進法」に基づいて厚生労働省が
認定しています。



お問い合わせは

委託運営：**LEC東京リーガルマインド** 「女性活躍推進センター」

【東日本事務局】TEL:0120-982-230（フリーダイヤル）平日9時～17時

【西日本事務局】TEL:0120-975-531（フリーダイヤル）平日9時～17時

E-Mail: info@joseikatsuyaku.com

女性活躍推進法の詳細については、厚生労働省ホームページもぜひご覧ください。

女性活躍推進法特集ページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

